

7月は同和問題啓発強調月間です

県と市では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決を図るための啓発活動を行っています。

問い合わせ 市人権政策課 ☎43・8129

同和問題啓発強調月間 期間中の取り組み

街頭啓発活動

市長をはじめ行政や関係団体と共に、啓発グッズを配布します。

啓発グッズには、福岡中学校2年生濱畑陽季さんの作った標語「いじめる心にストップボタン やさしい心にスタートボタン」を印刷しています。

日程 7月1日(水)

場所、時間 ①JR福岡駅 午前7時30分 ②ルミエール福津店 午後1時30分 ③レガネット福津 午後3時30分

人権パネルの展示

同和問題啓発強調月間の期間中、市内の小・中学生が描いた



津屋崎中学校の生徒が描いた人権ポスター

いた人権ポスターをパネルにして、市内の公共施設に展示します。子どもたちの力作をぜひご覧ください。

市内を広報車が巡回し、次のようにアナウンスします。「ふかめよう 人権意識 なくそう 偏見 つないでいこう 市民の輪」

広報車による啓発活動

懸垂幕・看板・幟の設置

市役所庁舎をはじめ、市内の公共施設に、懸垂幕・看板・幟などを設置します。

人権啓発活動の紹介とお知らせ

「人権の花運動」を行っています

県人権啓発活動ネットワーク協議会では、ひまわりを人権の花として定めています。

人権の花運動は、ひまわりを育てることを通して、生命の尊さや協力すること



ひまわりの花言葉は「あなただけを見つめる」。外国では「太陽の花」と呼ばれる

ひとつずつの小さな花が
まるく寄り添い手をつなぎ
わになるように集まって
りっぱな花に育ちます

人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は人権擁護法に基づいて、市民の皆さんから人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をしている民間のかたがたです。法務局の職員と協力して人権侵害による被害者を救済し、人権に関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。市には、5人の人権擁護委員がいます。

特設人権相談の実施

人権に関する疑問や悩みがある人は、特設人権相談をご利用ください。予約は不要で、相談料は無料です。相談内容など秘密は固く守られます。

日時 毎月第4水曜日 午前10時～午後3時
場所 ふくとびあ

後期高齢者医療制度対象者の皆さんは8月に保険証を更新します

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の人と65歳以上の一定の障がいがある人の健康保険です。

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎43・8128
県後期高齢者医療広域連合 ☎092・6511・3111

保険証の色はうす紫色から水色に変わります

毎年、8月1日から新しい保険証になります。新しい保険証は、今年度は水色で令和3年7月31日まで有効です。7月中旬以降に送ります。8月からは、うす紫色の保険証は使用できませんので注意してください。

医療保険料額決定通知書を送ります

今年度の保険料は、昨年度の所得金額と世帯の状況を基に決定しています。「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降に、保険証とは別で送ります。なお、金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を支払う人には

	平成31年度	令和2年度
均等割額	56,085円	55,687円
所得割率	10.83%	10.77%
賦課限度額	62万円	64万円

令和2年度の保険料率が決まりました

納付書を同封しています。

令和2年度の保険料率
保険料の均等割軽減が変わります

保険料のうち、被保険者の

自己負担限度額(月額)

負担割合	負担区分	限度額認定証発行※2		認定証の色
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
3割	現役並みⅢ 課税所得690万以上	252,600円【140,100円 ※1】 ●医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	×	×
	現役並みⅡ 課税所得380万以上	167,400円【93,000円 ※1】 ●医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	○	オレンジ
	現役並みⅠ 課税所得145万以上	80,100円【44,400円 ※1】 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	○	オレンジ
1割	一般 課税所得145万未満	18,000円 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円(一般、区分Ⅰ・Ⅱである月の外来の合計の限度額)	×	×
	区分Ⅱ 世帯全員の住民税が非課税で区分Ⅰ以外	8,000円	24,600円	○
	区分Ⅰ 世帯全員の所得が0円(年金80万円以下)である世帯に属する	8,000円	15,000円	○

※1 過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の金額です

※2 現役並みⅠまたはⅡの人、区分ⅠまたはⅡの人(表の○の人)は限度額認定証を提示すれば限度額までの負担になります

限度額適用・標準負担額減額認定証が更新されます

全員が均等に負担する均等割額は、世帯の所得状況によって軽減されます。昨年から年金生活者支援給付金の支給が始まったことなどに伴い、8・5割軽減は7・75割軽減に、8割軽減は7割軽減に変更となりました。

対象の人には、今回の見直しに関するリーフレットを「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封しますので確認してください。

限度額適用認定証(オレンジ色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(白色)をお持ちの人で、令和2年8月以降も認定証を発行できる人には、7月中旬以降に8月から使用できる新しい認定証を送ります。申請は不要で、保険証とは別で送ります。認定証をお持ちでない人で、左表の